

重要事項説明書

ここでは当スクールへのご入会にあたり、必ずご理解いただきたい重要事項についてご説明いたします。

□ 1. 目的

イトマンスイミングスクールでは専門のコーチによるグループ指導のもと、一貫した指導プログラムにより、生徒の運動技術や体力の向上を促します。
また運動技術や体力の向上だけではなく、水泳を通じて人間力の向上を図り、当社の企業理念でもある
独立自尊の社会・世界に貢献する人財育成を行ってまいります。

□ 2. 会員制

当スクールはすべて会員制といたします。
入会される方は、各クラスに定められた資格に該当し、規則を遵守いただける方といたします。

□ 3. 入会資格

当スクールへの入会にあたっては以下に該当しないことを誓約いただく必要があります。

- (1) 疾病に伴う症状や感染のおそれにより、医師から水泳を禁止又は制限されている方。
- (2) グループ指導を受けられない方。
- (3) 施設入館時に酒気を帯びている方。
- (4) 反社会勢力およびそれに準ずる方。
- (5) 身体の一部に刺青・ファッショントattooの類の入っている方。
- (6) カスタマーハラスメント等、当スクール業務の継続に影響を及ぼす行為を繰り返す方。
- (7) その他、本スクールが施設への入場が相応しくないと判断した方。

□ 4. 入会

入会される方は、入会金・初月度の授業料・指導に必要な用品一式の購入費用をフロントにて納入していただきます。

受講開始日より会員資格が発生するものとし、入会の受付は以下の二通りのみといたします。

- (1) 月の規定回数の授業が受講可能な場合は、初月度分として1ヵ月分の授業料を頂戴します。
- (2) 15日以降の入会の場合、初月度は半月入会とし、初月度のみ通常授業料の半額(1円未満は切り捨て)の授業料を頂戴します。

※ 15日以降においても、半額を超える割引ではお受けできません。 ※ 当スクールが定める特別な特典は除きます。

□ 5. 授業料

当スクールの授業料は月謝制とし、授業料は口座振替とします。

入会に際しては、授業料を納付いただける口座のお届けが必要となり、口座振替は授業開始2ヵ月目より開始となります。

□ 6. 休会料

当スクールは事前のお申し出により、1ヵ月単位で休会いただくことができます。

なお、その際には会員資格の継続のため、授業料と同じ納入方法で所定の休会料を頂戴いたします。

休会のお手続は必ず前月の21日までに、Web または電話、店頭にてお申し出ください。

※ 21日が休校日となる場合、フロントでのお手続は前営業日の受付終了時間までとなります。

□ 7. クラス変更・変更料

本人の都合によるクラス(曜日・時間・授業回数)の変更は、月単位に限り事前のお申し出を前提として承ります。

変更にあたっては、前月 21 日までにフロントへお越しいただき、所定の変更手数料と共に手続きください。ただし定員の都合により、ご希望のクラスへ変更できない場合もありますのでご了承ください。

※お電話や Web によるお申し出はお受けできません。

※21日が休校日となる場合、フロントでのお手続は前営業日の受付終了時間までとなります。

□ 8. 休校日

当スクールの定める休校日は次の通りです。ただし、臨時休校日の振替として営業を行う場合があります。

- (1) 毎月29日～31日(5週目)
- (2) 1月1日～3日(年始の休校日)
- (3) 5月3日～5日(ゴールデンウィークの休校日)
- (4) 8月13日～15日(夏季の休校日)

※スクールによって休校日を変更する場合がありますので、スクールのカレンダー・予定表をご確認ください。

- (5) 祝日・国民の休日(ただし振替休日は平常授業を行います)

※一部営業を行っているスクールもありますので入会時にご確認ください。

- (6) 気象条件の悪化(台風・大雪等の警報発令時)による臨時休校日

※当該地区において各種警報が授業開始2時間前に解除されていない場合。

- (7) 施設の整備改修工事による臨時休校日

□ 9. 振替授業制度

当スクールでは一定の条件において、お休みいただいた分の授業を振替受講いただけます。

- (1) 年始の休校日、ゴールデンウィークの休校日、夏季の休校日、臨時休校日の振替(スクール都合振替)の利用期間は、振替対象日の月を含め3ヵ月以内とします。

※気象条件による臨時休校振替の場合、休校が確定してからのお申し出となりますので、3カ月を切る場合がございます。

- (2) 自己都合による欠席の振替 ※事前に欠席手続きをされた方が対象
振替利用期間は、欠席される月の1日から翌々月の21日までとなります。

- (3) 自己都合による欠席の振替回数の限度

自己都合による欠席については振替が利用できる回数に限度がございます。

週1回受講の場合 = 月1回分まで / 週2回受講の場合 = 月2回分まで

上記(1)(2)とも、テスト日への振替、休会月への振替はできません。

振替受講日を欠席された場合は、その欠席に対する振替はできません。

自らが通常受講しているクラス(曜日・時間)への振替はできません。

通常月末休校日(29日～31日)分の振替はありません。

□ 10. 退会

退会をされる場合は、退会希望月の前月21日までにフロントへお越しいただき、所定の用紙(退会届)をご提出ください。

※お電話やWebによるお申し出はお受けできません。

※21日が休校日となる場合、フロントでのお手続きは前営業日の受付終了時までとなります。

□ 11. 各種届出の締切日

各種手続きの締切日は以下の通りとなります。

- (1) 入会申込の締切 = 受講開始日の前営業日まで (店頭での申込のみ)

- (2) 授業欠席のご連絡 = 授業日当日のAM 7:00まで (Web・電話・店頭申込)

- (3) 休会の申し込み = 休会する月の前月21日まで (Web・電話・店頭申込)

- (4) 自己都合振替(授業欠席の連絡済み)予約 = 当日のAM 7:00まで (Web・電話・店頭申込)

振替の手続きができるのは、振替を利用したい月の1日の午前0時から、振替を希望する日の午前7時までとなります。

- (5) スクール都合の振替受講予約 = 当日のAM 7:00まで (Web・電話・店頭申込)

- (6) クラス変更の申し込み = 変更希望月の前月21日まで (店頭での申込のみ)

- (7) 退会の申し込み = 退会される月の前月21日まで (店頭での申込のみ)

例: 3月末付で退会し、4月から受講しない = 3月21日まで。

※すべての届出における電話やフロントでの手続きは、スクールの営業時間内となりますのでご注意願います。

□ 12. 欠席の振替受講権利の有効期限

- (1) 自己都合の欠席による振替受講(事前に欠席手続きが必要) = 欠席月の1日から翌々月の21日まで

- (2) スクール都合による振替受講 = 該当月の1日から翌々月の21日まで

□ 13. スクールバスについて

当スクールでは、一部のスクールを除きスクールバスを運行しています。

- (1) スクールバスご利用の場合には授業料と別途、バス管理費を頂戴いたします。

- (2) 乗車をご希望の場合は、前月の21日までに、店頭にてお手続きをお願いいたします。

- (3) バスの乗車は一カ月単位での登録となります。月途中での変更はお受けできません。

- (4) 半月入会の場合においては初月度のみ半額(1円未満の端数は切り捨て)となります。

- (5) バス乗車変更の場合、前月の21日までに、店頭にてお手続きをお願いいたします。

※バスの利用に関する変更手続きは、所定の手数料がかかりますのでフロントにてご確認ください。

※21日が休校日となる場合、フロントでのお手続きは前営業日の受付終了時までとなります。

□ 14. 保険について

当スクールの施設内で発生した事故のうち、当スクールの責任と認められる事故については、当スクールが加入する保険の範囲で補償いたしますが、その範囲を超える補償はいたしかねます。

□ 15. 紛失や盗難について

当スクールは、施設内で生じた金品の紛失・盗難等に関する責任を負わないものとします。

□ 16. その他入会規約の順守

その他、イトマンスイミングスクールに入会するにあたり、会員規約内容を理解し、順守いただくようお願いいたします。

上記の各項目について説明を受けたことを証明します。

また、上記各項目の内容を遵守し、授業を受講いたします。

説明を受けた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

署名 _____ 印